

総合支援資金特例貸付の振込日（送金日）について

1 初回（1か月目）の振込日

（1）当月中に当月からの申請を行う場合

本会が申込書等を受理し、申請内容に問題や不備等がない場合は、当日中に貸付決定を行い、**翌日に振込みを行います。**

○審査の関係上、午前中（月～金曜日で祝日を除く）に届いたもののみを当日中に審査します。

○申請内容に不備、不足等があった場合は、それらが解消されてからの審査となりますので御了承下さい。

○決定日の翌日が銀行休業日の場合は、翌営業日の振込みとなります。

○当月末日の申請の場合、当月中の振込みが難しいことから、特に月末は早めの申請をお願いいたします。

（2）当月中に翌月からの申請を行う場合

翌月の2日に振込みを行います。

○翌月の2日が銀行休業日の場合は、前営業日となります。

2 2回目（2か月目）以降の振込日

（1）初回振込日が月初～15日の方

翌月以降は1日が振込日となります。

○1日が銀行休業日の場合は、前営業日となります。

（2）初回の振込が16日～月末の方

翌月以降は15日が振込日となります。

○15日が銀行休業日の場合は、前営業日となります。

3 お願い

（1）振込日当日の振込時間について

振込時間については、銀行に事務処理をお願いしており、本会からは「15時までには」というお答えしか出来ません。また、時間を早めることや個別の振込状況を銀行に問い合わせることもいたしませんので御了承下さい。

※その他ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

生活支援部 資金班

☎083-924-2813